

令和 7 年 2 月 4 日
ス ポ ー ツ 推 進 部
ス ポ ー ツ 施 設 課

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
1 0 月	料金改定

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年4月1日条例第32号 改正 昭和51年3月22日条例第24号 昭和52年4月1日条例第17号 昭和56年12月1日条例第59号 昭和61年3月29日条例第27号 平成7年3月10日条例第24号 平成11年3月11日条例第22号 平成15年3月13日条例第36号 平成17年6月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年3月11日条例第2号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年9月29日条例第44号 平成30年3月6日条例第21号 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 世田谷区立千歳温水プール条例 (目的) 第1条 この条例は、区民のスポーツ振興、健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進を図るため、世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 温水プール等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立千歳温水プール (2) 位置 東京都世田谷区船橋七丁目9番1号	○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年4月1日条例第32号 改正 昭和51年3月22日条例第24号 昭和52年4月1日条例第17号 昭和56年12月1日条例第59号 昭和61年3月29日条例第27号 平成7年3月10日条例第24号 平成11年3月11日条例第22号 平成15年3月13日条例第36号 平成17年6月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年3月11日条例第2号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年9月29日条例第44号 平成30年3月6日条例第21号 世田谷区立千歳温水プール条例 (目的) 第1条 この条例は、区民のスポーツ振興、健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進を図るため、世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 温水プール等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立千歳温水プール (2) 位置 東京都世田谷区船橋七丁目9番1号

改正後	改正前																		
(施設) 第3条 温水プール等の施設は、温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室及び駐車場とする。 (休業日) 第4条 温水プール等の休業日は、規則で定める。 (使用することができる者の範囲) 第5条 温水プール等の施設（駐車場を除く。以下この条において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第14条の規定により温水プール等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条第1項、第9条（第1項第5号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。	(施設) 第3条 温水プール等の施設は、温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室及び駐車場とする。 (休業日) 第4条 温水プール等の休業日は、規則で定める。 (使用することができる者の範囲) 第5条 温水プール等の施設（駐車場を除く。以下この条において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第14条の規定により温水プール等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条第1項、第9条（第1項第5号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。																		
<table><tr><th>区分</th><th>施設名</th><th>使用することができる者</th></tr><tr><td>団体</td><td>温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室</td><td>次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。</td></tr><tr><td>個人</td><td>温水プール</td><td>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区</td></tr></table>	区分	施設名	使用することができる者	団体	温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。	個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区	<table><tr><th>区分</th><th>施設名</th><th>使用することができる者</th></tr><tr><td>団体</td><td>温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室</td><td>次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。</td></tr><tr><td>個人</td><td>温水プール</td><td>区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区</td></tr></table>	区分	施設名	使用することができる者	団体	温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。	個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区
区分	施設名	使用することができる者																	
団体	温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。																	
個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区																	
区分	施設名	使用することができる者																	
団体	温水プール（25メートルプールに限る。） 体育室 健康運動室 集会室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 2 構成員の総数が5人以上であること。																	
個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区																	

改正後				改正前			
			内に住所、勤務先又は通学先を有する者)				内に住所、勤務先又は通学先を有する者)
		トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)			トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者)
		体育室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者) 2 区内に住所を有する小学生（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有			体育室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者) 2 区内に住所を有する小学生（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有

改正後				改正前			
			する小学生) で前号の者が付き添うもの				する小学生) で前号の者が付き添うもの
	健康運動室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者） 2 前号の者の付添者			健康運動室	次のいずれかに該当する者 1 区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者） 2 前号の者の付添者	
2 前項に定めるもののほか、第18条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。 (使用承認)				2 前項に定めるもののほか、第18条第2項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。 (使用承認)			
第6条 温水プール等の施設を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。				第6条 温水プール等の施設を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。			
2 前項に規定する温水プール等の施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 (使用権の譲渡禁止)				2 前項に規定する温水プール等の施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 (使用権の譲渡禁止)			
第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。				第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。			
第8条 削除 (使用の不承認)				第8条 削除 (使用の不承認)			
第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。				第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。			

改正後	改正前
(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 (3) 温水プール等の施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があると認めたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 2 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 (2) 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （使用の取消し等） 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、使用条件を変更し、又は使用の停止をすることができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例に違反し、又は区長の指示に従わなかったとき。 (3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 (4) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。 （設備の変更禁止） 第11条 使用者は、温水プール等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。	(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 (3) 温水プール等の施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があると認めたとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 2 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 (2) 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （使用の取消し等） 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、使用条件を変更し、又は使用の停止をすることができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例に違反し、又は区長の指示に従わなかったとき。 (3) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 (4) 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。 （設備の変更禁止） 第11条 使用者は、温水プール等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

改正後	改正前
(原状回復) 第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2 第10条の規定により使用を停止され、又は使用承認を取消されたときも同様とする。 (損害賠償) 第13条 使用者は、使用に際し施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理) 第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に温水プール等の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、温水プール等の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 温水プール等の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	(原状回復) 第12条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2 第10条の規定により使用を停止され、又は使用承認を取消されたときも同様とする。 (損害賠償) 第13条 使用者は、使用に際し施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (指定管理者による管理) 第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に温水プール等の管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続) 第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、温水プール等の設置の目的を最も効果的に達成できると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 温水プール等の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

改正後	改正前
(3) 温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 施設の使用の承認等に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、温水プール等の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金) 第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表のとおりとする。 3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第18条 指定管理者は、前条第2項の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 2 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の利用に係るものを除く。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額	(3) 温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 施設の使用の承認等に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、温水プール等の適正な管理を行わなければならない。 (利用料金) 第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表のとおりとする。 3 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第18条 指定管理者は、前条第2項の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 2 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金(駐車場の利用に係るものを除く。)を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額

改正後	改正前
(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている60歳以上の者が健康運動室を使用する場合で、区長が特に必要と認めたとき。 全額 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額	(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている60歳以上の者が健康運動室を使用する場合で、区長が特に必要と認めたとき。 全額 (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額
3 指定管理者は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額	3 指定管理者は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額

改正後	改正前
(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 4 第2項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付) 第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第20条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。 付 則 この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和49年6月世教委規則第5号で、同49年7月1日から施行） 付 則（昭和51年3月22日条例第24号） 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。 2 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和51年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和52年4月1日条例第17号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和56年12月1日条例第59号）	(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 4 第2項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (利用料金の還付) 第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 (委任) 第20条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。 付 則 この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和49年6月世教委規則第5号で、同49年7月1日から施行） 付 則（昭和51年3月22日条例第24号） 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。 2 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和51年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和52年4月1日条例第17号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和52年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和56年12月1日条例第59号）

改正後	改正前
1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 2 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例別表の規定は、昭和57年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 2 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例別表の規定は、昭和57年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
付 則（昭和61年3月29日条例第27号）	付 則（昭和61年3月29日条例第27号）
1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
附 則（平成7年3月10日条例第24号）	附 則（平成7年3月10日条例第24号）
1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成7年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成7年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附 則（平成11年3月11日条例第22号）	附 則（平成11年3月11日条例第22号）
1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第5条の規定にかかわらず、世田谷区立千歳温水プールの施設（温水プール、トレーニングルーム、体育室及び健康運動室に限る。）の個人の使用料は、世田谷区教育委員会が定める期間、免除するものとする。（平成11年6月12日から同年6月30日まで＝平成11年6月1日世田谷区教育委員会告示第3号）	1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の第5条の規定にかかわらず、世田谷区立千歳温水プールの施設（温水プール、トレーニングルーム、体育室及び健康運動室に限る。）の個人の使用料は、世田谷区教育委員会が定める期間、免除するものとする。（平成11年6月12日から同年6月30日まで＝平成11年6月1日世田谷区教育委員会告示第3号）
附 則（平成15年3月13日条例第36号）	附 則（平成15年3月13日条例第36号）
1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成15年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成15年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
3 この条例の施行前に平成15年10月1日以後の使用に係る使用料を	3 この条例の施行前に平成15年10月1日以後の使用に係る使用料を

改正後	改正前
納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立千歳温水プールの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。	納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立千歳温水プールの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。
4 この条例による改正前の第5条第2項及び別表の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月1日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。	4 この条例による改正前の第5条第2項及び別表の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月1日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。
5 この条例による改正後の第9条第2項第2号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「温水プール等の施設の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は温水プール等の施設の利用に係る料金」とする。	5 この条例による改正後の第9条第2項第2号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「温水プール等の施設の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は温水プール等の施設の利用に係る料金」とする。
附 則（平成17年6月21日条例第44号） （施行期日）	附 則（平成17年6月21日条例第44号） （施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）	1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置）
2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により管理を委託している世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「新条例」という。）第15条第4項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が温水プール等に係る指定管理者（新条例第5条第1項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。	2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により管理を委託している世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）については、平成18年9月1日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「新条例」という。）第15条第4項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が温水プール等に係る指定管理者（新条例第5条第1項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
3 委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた温水プール等について指定管理者を指定しようとする場合において、温水プール等の管理を受託している者から新条例第15条第2項の申	3 委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた温水プール等について指定管理者を指定しようとする場合において、温水プール等の管理を受託している者から新条例第15条第2項の申

改正後	改正前
請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、温水プール等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が温水プール等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第3項に規定する基準に基づき審査し、かつ、温水プール等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が温水プール等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第1項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。
4 旧条例第16条第1項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第18条第1項の規定に基づき発行された回数券とみなす。	4 旧条例第16条第1項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第18条第1項の規定に基づき発行された回数券とみなす。
附 則（平成19年12月11日条例第73号）	附 則（平成19年12月11日条例第73号）
1 この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の別表の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	2 この条例による改正後の別表の規定は、平成20年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
附 則（平成20年3月11日条例第2号抄） （施行期日）	附 則（平成20年3月11日条例第2号抄） （施行期日）
1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）	1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）
6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。	6 この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
附 則（平成24年12月10日条例第66号）	附 則（平成24年12月10日条例第66号）
1 この条例は、公布の日から施行する。	1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の第18条第4項及び別表の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使	2 この条例による改正後の第18条第4項及び別表の規定は、平成25年7月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使

改正後	改正前																																				
用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成28年 9 月29日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第21号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定及び第17条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定は、平成30年10月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 <u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 7 年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。</u> 別表（第17条関係） 1 温水プール（25メートルプールに限る。） <table><tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>団体</td><td>1 コース 2 時間以内</td><td><u>7,080円</u></td></tr></table> 2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室 <table><tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="3">6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回</td><td>大人</td><td><u>590円</u></td></tr><tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td><u>180円</u></td></tr><tr><td>子ども（<u>18歳以下（幼児を除く。）</u>）</td><td><u>180円</u></td></tr></table>	区分	単位時間	利用料金	団体	1 コース 2 時間以内	<u>7,080円</u>	区分	単位時間	利用料金		個人	6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回	大人	<u>590円</u>	高齢者（65歳以上）	<u>180円</u>	子ども（ <u>18歳以下（幼児を除く。）</u> ）	<u>180円</u>	用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成28年 9 月29日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成30年 3 月 6 日条例第21号） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定及び第17条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定は、平成30年10月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月 1 日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 別表（第17条関係） 1 温水プール（25メートルプールに限る。） <table><tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>団体</td><td>1 コース 2 時間以内</td><td><u>6,240円</u></td></tr></table> 2 温水プール、トレーニングルーム又は体育室 <table><tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th colspan="2">利用料金</th></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="3">6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回</td><td>大人</td><td><u>520円</u></td></tr><tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td><u>150円</u></td></tr><tr><td>小人（<u>小・中学生</u>）</td><td><u>150円</u></td></tr></table>	区分	単位時間	利用料金	団体	1 コース 2 時間以内	<u>6,240円</u>	区分	単位時間	利用料金		個人	6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回	大人	<u>520円</u>	高齢者（65歳以上）	<u>150円</u>	小人（ <u>小・中学生</u> ）	<u>150円</u>
区分	単位時間	利用料金																																			
団体	1 コース 2 時間以内	<u>7,080円</u>																																			
区分	単位時間	利用料金																																			
個人	6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回	大人	<u>590円</u>																																		
		高齢者（65歳以上）	<u>180円</u>																																		
		子ども（ <u>18歳以下（幼児を除く。）</u> ）	<u>180円</u>																																		
区分	単位時間	利用料金																																			
団体	1 コース 2 時間以内	<u>6,240円</u>																																			
区分	単位時間	利用料金																																			
個人	6 月から 9 月までの間にあっては 2 時間以内、10 月から 5 月までの間にあっては 1 回	大人	<u>520円</u>																																		
		高齢者（65歳以上）	<u>150円</u>																																		
		小人（ <u>小・中学生</u> ）	<u>150円</u>																																		

改正後				改正前			
		幼児	無料			幼児	無料
		障害者	180円			障害者	150円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料			障害者（小・中学生に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料			障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1 時間以内	大人	290円	1 時間以内	大人	260円	
		高齢者（65歳以上）	90円		高齢者（65歳以上）	80円	
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円		小人（小・中学生）	80円	
		幼児	無料		幼児	無料	
		障害者	90円		障害者	80円	
		障害者（18歳以下に限る。）	無料		障害者（小・中学生に限る。）	無料	
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料	
		3 体育室				3 体育室	
区分	単位時間	利用料金		区分	単位時間	利用料金	
団体	規則で定める単位時間	1 時間につき 970円		団体	規則で定める単位時間	1 時間につき 860円	
4 健康運動室				4 健康運動室			
区分	単位時間	利用料金		区分	単位時間	利用料金	
団体	午後 5 時30分から午後 9 時まで	1, 460円		団体	午後 5 時30分から午後 9 時まで	1, 290円	

改正後				
個人	午前 9 時から午後 5 時まで	60歳以上の者	<u>400円</u>	
		付添者	大人	<u>400円</u>
			子ども（ <u>18歳以下</u> ）	無料
5 集会室				
区分	単位時間	利用料金		
団体	規則で定める単位時間	1 時間につき <u>310円</u>		
6 駐車場				
単位時間		利用料金		
自動車 1 台 <u>20分以内</u>		100円		
備考				
1 温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、2 以上の施設を個人で使用する場合は、当該 2 以上の施設のうち 1 の施設を、当該 2 以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は 1 回使用するものとして、この表を適用する。 2 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1 時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 3 温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>150円</u>、高齢者（<u>65歳以上の者をいう。</u>）、子ども（<u>18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。</u>）及び障害者（<u>18歳以下の者</u>を除く。）にあつては<u>50円</u>を徴収する。				

改正前				
個人	午前 9 時から午後 5 時まで	60歳以上の者	<u>360円</u>	
		付添者	大人	<u>360円</u>
			小人（ <u>小・中学生</u> ）	無料
5 集会室				
区分	単位時間	利用料金		
団体	規則で定める単位時間	1 時間につき <u>280円</u>		
6 駐車場				
単位時間		利用料金		
自動車 1 台 <u>30分以内</u>		100円		
備考				
1 温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、2 以上の施設を個人で使用する場合は、当該 2 以上の施設のうち 1 の施設を、当該 2 以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は 1 回使用するものとして、この表を適用する。 2 単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1 時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。 3 温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあつては<u>130円</u>、高齢者、<u>小人</u>及び障害者（<u>小・中学生</u>を除く。）にあつては<u>40円</u>を徴収する。				